

住宅ローンでマイホームを購入した人の確定申告（住宅ローン控除）

確定申告 のスケジュールは次のとおりです。

1月1日から12月31日までの1年間に住宅ローンを組んで自宅を購入し入居した人は住宅ローン控除の還付申告をします。還付申告はその自宅へ入居した翌年1月1日から申告ができます。

←ココに注目!

会社員の確定申告でのローン控除は最初の年だけ

会社員の場合、翌年以降は年末調整で済みます。最初の年に税務署から送付される「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」と、金融機関等からの「年末残高証明書」を毎年会社に提出します。給与収入が2,000万円を超える場合は確定申告が必要になります。

↓
翌年から
年末調整
でOK

1月1日から12月31日までの所得

1年間の所得

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

この1年間に金融機関で
ローンを組んで自宅を
購入し入居した人の
税金が戻ってきます



←ココに注目!
書類を整理しておこう

申告間際にあわてないように領収書や
受け取った書類は整理しておきましょう。
スムーズな申告につながります。

10月頃 借入金の年末残高証明書が届く

住宅ローン残高がある場合、金融機関等から
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が
送られてきます。

12月 会社員等は年末調整&源泉徴収票を
受け取る

12月に「給与所得の源泉徴収票」を受け取ります。
翌年1月になることもあります。

翌年

1月

2月

3月

4月

5月

還付申告の受付
1 / 1
最長5年間

1月

2月
3月
4月
5月

3月15日を過ぎても大丈夫!

申告の準備をする

- 申告書入手する（1月から配布）
 - ・税務署でもらう
 - ・申告相談会場などでもらう
- パソコンやスマートフォンを利用する
 - ・e-Taxまたは国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成するための利用環境を整える

住宅ローン控除の還付申告は1月1日から受付!

申告書の提出

申告期限直前は混み合うので早めに次の方法で申告しましょう。

- 手書きの申告書を税務署に持参または郵送する
- 税務署に出向き、または自宅のパソコンやスマートフォンの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、次のいずれかの方法で提出する。
 - ・紙に出力して税務署に持参または郵送する
 - ・データを税務署に送信する

還付を受ける

還付金は指定した金融機関の口座に振り込まれる

- ・書面での申告は、申告書提出日から1ヶ月～2ヶ月以内
- ・電子申告は、データ送信から3週間以内に還付されます。